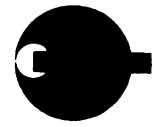


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

頁	ページ
一	見の概要に関する公告(金融・商業振興課)
二	〇奈良県中央卸売市場の関連事業者の募集(農政課)
三	〇建設業法による建設業者の処分(監理課)
四	〇公共測量の実施の通知(用地対策課)
四	〇開発行為に関する工事の完了(建築課)
四	〇平成二十年奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要項(雑報)
五	〇平成十八年度奈良県市町村職員共済組合の貸借対照表及び損益計算書の要旨の公告
五	〇右同
五	〇大規模小売店舗立地法に基づく意
五	〇砂利採取業務主任者試験の実施(風致保全課)
四	〇障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康増進課)
四	〇都市計画の変更(下水道課)
四	〇右同
三	〇右同
三	〇土地改良事業の施行同意(耕地課)
一	〇瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要(環境政策課)

告示

奈良県告示第二百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課(奈良市登大路町三〇番地)及び川西町産業建設部産業振興課(磯城郡川西町結崎二八番地の二)において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
ナラケミカル株式会社 代表取締役社長 恵 宏敏
- 磯城郡川西町大字梅戸一〇三番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
ナラケミカル株式会社
- 磯城郡川西町大字梅戸一〇三番地
- 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号のイに掲げる水洗施設(以下「A施設」という。)、第四十六号のロに掲げるる過

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の種類	特定施設の使用開始予定年月日		特定施設の使用完了予定年月日		特定施設の使用開始予定年月日		A施設
	開始	完了	開始	完了	開始	完了	
水洗施設							①処理量 一〇m ³ /日(一基) ②処理量 一五m ³ /日(二基) ③処理量 三〇m ³ /日(三基) ④処理量 一五m ³ /日(三基) ⑤処理量 七m ³ /日(二基) ⑥処理量 一五m ³ /日(一基) ⑦処理量 二m ³ /日(二基) ⑧処理量 一〇m ³ /日(二基) ⑨処理量 四m ³ /日(二基) ⑩処理量 七m ³ /日(三基) ⑪処理量 七m ³ /日(七基)
水洗施設							①処理量 六m ³ /時間(一基) ②処理量 〇・六m ³ /時間(二基) ③処理量 一m ³ /時間(一基)
水洗施設							①排気量 二〇〇m ³ /分(三基) ②排気量 四〇〇m ³ /分(三基)
水洗施設							許可後直ちに
水洗施設							工事着手後六十日
水洗施設							竣工検査後直ちに

施設(以下「B施設」という。)及び第四十六号の二に掲げる廃ガス洗浄施設(以下「C施設」という。)

処理施設の使用開始予定年月日	処理施設の使用完了予定年月日	処理施設の工事着手予定年月日	汚水等の処理方法	処理施設の能力	処理施設の構造	処理施設の種類の	五 汚水等の処理方法に関する事項				
							活性汚泥法(連続曝気・接触酸化・加圧浮上)	一、〇〇〇m ³ /日	コンクリート	生物学的処理施設	特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位:m ³)
竣工検査後直ちに	工事着手後六十日	許可後直ちに					C施設	B施設	A施設	C施設	
							② 一〇〇 ① 三三〇	③ 四 ② 八	⑧ 一〇 ④ 七 ① 二〇	② 一 ① 一	
							② 三五二 ① 一〇五	③ 四・四 ② 八・八 ① 八・八	⑧ 一一 ④ 一一 ① 三二	② 一 ① 一	

項目	処理前	処理後	季節的変動がある場合	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	処理施設の種類	処理施設の構造	処理施設の能力	汚水等の処理方法	処理施設の工事着手予定年月日	処理施設の使用完了予定年月日	処理施設の使用開始予定年月日	五 汚水等の処理方法に関する事項							
												化学的酸素要求量(COD)(単位:mg/l)	浮遊物質(SS)(単位:mg/l)	窒素含有量(単位:mg/l)	りん含有量(単位:mg/l)				
通常	最大	通常	なし	終日(二十四時間)															
六・五〇一	六・五〇一	五・八〇八																	
〇・〇	〇・〇	・六																	
二六〇	二八六	一三																	
二四五	二七〇	一一																	
三〇〇	三三七	三〇																	
一一五	二一九	一五																	
五	六	〇・六																	
		〇・七																	

協議者	事業名	地区名	奈良県告示第二百七号			
			土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定より、平成十九年九月十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。			
			平成十九年九月二十二日			
			奈良県知事 荒井正吾			
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(頭首工)	太田地区	葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(用排水路)	正田地区	
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(用排水路)	山田地区	葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業(用排水路)	山田地区	

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位:m ³)	五〇〇	五三三	四〇〇	四三三
--	-----	-----	-----	-----

奈良県告示第二百八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定より、平成十九年九月十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。
平成十九年九月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
葛城市長 吉川 義彦	葛城市宮土地改良事業(団体営た め池整備事業)	平岡奥池地区

奈良県告示第百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定より、平成十九年九月十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業(農道整備)	百済地区

奈良県告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定より、大和都市計画下水道(大和川上流域下水道)を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部下水道課及び奈良県流域下水道センターにおいて縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

二 大和都市計画下水道(大和川上流域下水道)の排水区域
二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
排水区域

接続する下水道	当該の市町村
大和都市計画奈良市流域関連公共下水道 大和都市計画大和郡山市流域関連公共下水道 大和都市計画天理市流域関連公共下水道 大和都市計画橿原市流域関連公共下水道 大和都市計画香芝市流域関連公共下水道 大和都市計画生駒市流域関連公共下水道 大和都市計画斑鳩町流域関連公共下水道 大和都市計画平群町流域関連公共下水道 大和都市計画三郷町流域関連公共下水道 大和都市計画高取町流域関連公共下水道 大和都市計画明日香村流域関連公共下水道 大和都市計画高市町流域関連公共下水道 大和都市計画葛城市流域関連公共下水道 大和都市計画高取町流域関連公共下水道 大和都市計画河合町流域関連公共下水道	奈良市、大和郡山市、天理市、 橿原市、桜井市、生駒市、香芝市並びに生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町並びに磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、北葛城郡広陵町、大和高田市、御所市、葛城市並びに高市郡高取町及び明日香村並びに北葛城郡上牧町、王寺町及び河合町の各一部

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)として次のとおり指定しました。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しまうま薬局	橿原市上品寺町二〇一	平成十九年七月一日
アイン薬局奈良東九条店	奈良市東九条町七五四	平成十九年八月一日
和田薬局	生駒市ひかりが丘一〇一	平成十九年八月一日

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 試験日時及び場所
- 試験日時 平成十九年十一月九日(金) 午前十時から正午まで
 - 場所 奈良県文化会館 奈良市登大路町六一二
- 二 試験科目
- 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

三 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十九年九月二十八日(金)から同年十月十二日(金)まで。ただし、郵送による場合は、十月十二日までの消印のあるものを有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事あてとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県生活環境部風致保全課へ提出してください。

四 提出書類

1 受験願書

砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)様式第九のとおりです。

2 写真

一枚、手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

五 受験手数料

八、〇〇〇円(受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。)

六 合格者の発表

平成十九年十一月二十六日(月)〔予定〕とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十号。以下「法」といいます。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べ理由を記載した書面を添えて、平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年九月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 リーベル王寺
所在地 北葛城郡王寺町久度二丁目二番号

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の設置者の住所
(変更前) 届出書添付別表一のとおり
(変更後) 届出書添付別表二のとおり

(変更前) 届出書添付別表三のとおり
(変更後) 届出書添付別表四のとおり

届出年月日
平成十九年九月十日

縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

縦覧期間

平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日まで

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

奈良県知事 荒井正吾

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十号。以下「法」といいます。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べ理由を記載した書面を添えて、平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年九月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 リーベル王寺
所在地 北葛城郡王寺町久度二丁目二番号

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間
(変更前) 午前八時から午後十二時まで(届出書添付別表五のとおり)
(変更後) 午前八時から翌午前八時まで(二十四時間営業。届出書添付別表六のとおり)

来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前七時四十五分から午前一時まで(届出書添付別表五のとおり)
(変更後) 午前七時四十五分から翌午前七時四十五分まで(二十四時間利用。届出書添付別表六のとおり)

届出年月日

平成十九年九月十日

縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

縦覧期間

平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日まで

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十号)第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

奈良県知事 荒井正吾

<p>特別セーブル等で車が増えると予想される時は、臨時駐車場と誘導員の配置を願いたい。</p> <p>出入口で木津横田線の渋滞に影響しないよう他の出入口も使うよう誘導願いたい。</p> <p>2 「駐車場法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を遵守し、駐車場の規定による路外駐車場を設置する場合は、同法第十三条に基づき届出を行うこと。</p> <p>三 縦覧場所 奈良県商工労働部金融・商業振興課</p> <p>四 縦覧期間 平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日まで</p> <p>五 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。 平成十九年九月二十一日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>平成19年度奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領</p> <p>1 関連事業者 この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。）第30条第1項の知事の許可を受けて、県が奈良県中央卸売市場内に設置する店舗において、奈良県中央卸売市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目以外の生鮮食品等の卸売の業務その他の奈良県中央卸売市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の奈良県中央卸売市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいいます。</p> <p>2 募集する関連事業者の業種、業者数、店舗面積、使用料等は下記のとおりです。</p> <p>(1) 業種、業者数等</p>				
1	菓子	菓子	菓子	1
2	パン	パン	パン	1
3	豆腐	豆腐	豆腐	1
4	包装資材及び容器	包装資材及び容器	包装資材及び容器	1
5	総合食品	乾物、びん詰詰、インスタント食品、粉、嗜好品、乳製品等	乾物、びん詰詰、インスタント食品、粉、嗜好品、乳製品等	1
6	冷凍食品	野菜、魚介業及び畜産物の調理冷凍食品	野菜、魚介業及び畜産物の調理冷凍食品	1
7	練製食品	かまぼこ、ちくわ及びはんぺん	かまぼこ、ちくわ及びはんぺん	1
8	肉	鶏肉及びその加工品	鶏肉及びその加工品	1
9	こんにやく	こんにやく及びぜんまい	こんにやく及びぜんまい	1
10	金物	調理用刃物	調理用刃物	1
11	日用雑貨	石鹸、洗剤、ちり紙及び殺虫剤	石鹸、洗剤、ちり紙及び殺虫剤	1
12	事務用品	文房具及び用紙類	文房具及び用紙類	1
13	漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラミン食器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラミン食器	1
14	薬・化粧品	家庭薬、漢方薬及び化粧品（一般販売薬）	家庭薬、漢方薬及び化粧品（一般販売薬）	1
15	食堂	すし	すし	1

16	衣料	業務用作業衣料	1
17	運送	荷物及び書類の収集及び配送	1
18	クリーニング	クリーニング取次ぎ	1

(2) 店舗面積
55㎡、77㎡、84㎡、196㎡又は220㎡

(3) 使用料等
月額使用料：1㎡当たり2,520円＋消費税及び地方消費税相当額
保証金：月額使用料3倍に相当する額

3 申請書類の受付

(1) 日時
中央卸売市場の本場日以外は随時受付いたします。時間は、午前9時から午後4時までです。
なお、申込み時点で、希望業種に入店がなされている場合もありますので、事前にお問い合わせください。

(2) 受付場所及び問い合わせ先
大和郡山形町957-1
奈良県中央卸売市場業務課（管理棟2階）
電話 0743-56-7004（直通）
(注) 郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。

4 申請者の資格
関連事業の許可申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けることができません。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は罰金刑に処せられた者で、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行

<p>を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 中央御売市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であつてその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(5) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>5 申請書類 申請しようとする者は、関連事業許可申請書(第1号様式)に別表に掲げる書類を添えて奈良県中央御売市場業務課に提出してください。 なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、奈良県中央御売市場業務課において交付します。</p> <p>6 選考方法 書類審査、信用調査及び面接の結果を考慮し、決定します。</p> <p>7 選考結果 選考結果は、別途通知します。</p> <p>8 その他 (1) 関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を県に預けなければならない。 (2) 関連事業者は、条例の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を受け、施設使用料等の負担義務を負います。</p> <p>別表 許可申請書添付書類</p>			<p>4 損益計算書(過去2か年) 申請者の営業実績書(過去2か年)</p> <p>5 販売品目別売上実績書(過去2か年) 申請者の販売品目別売上実績書(過去2か年)</p> <p>6 平成18年度法人事業税納税証明書 申請者の資産調査書</p> <p>7 平成18年度個人事業税納税証明書 申請書及び住民税納税証明書</p> <p>8 入場後2年間における事業計画書 入場後2年間における事業計画書</p> <p>9 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>10 業務を執行する役員の履歴書 申請者の履歴書</p> <p>11 業務を執行する役員の住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書 申請者の住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書</p> <p>12 代表者の印鑑証明書 申請者の印鑑証明書</p> <p>13 役員名簿</p>			<p>14 業務を執行する役員が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約していることを誓約する書面 申請者が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>15 企業の概要及び事業所の所在地を示す書面 申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面</p> <p>16 その他知事が必要と認める書類 その他知事が必要と認める書類</p>		
番号	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	様式					
1	定款		第10号様式					
2	登記事項証明書		第11号様式					
3	貸借対照表(過去2か年)		第12号様式					

建設業法(昭和二十四年法律第百〇)第二十八條第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成十九年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 処分をした年月日
平成十九年九月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社吉野組

吉野郡上北山村大字小椋二九七番地の一

代表取締役 金山かよ子

奈良県知事許可(特・般一七)第〇七九四号

三 処分の内容

建設業法第二十八條第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、公共工事又は民間工事であつて補助金の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を発注者から請け負ふ営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負つた対象建設工事の全部又は一部